

市民意見募集の結果等（案）

広島市障害者計画〔2018-2023〕の素案を作成後、広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて、市民意見募集を実施しました。また、広島市障害者自立支援協議会委員及び関係団体等に意見聴取を行いました。結果等は以下のとおりです。

- 1 募集期間：平成29（2017）年12月29日（金）～平成30（2018）年1月19日（金）
- 2 聴取期間：平成30（2018）年1月9日（火）～平成30（2018）年1月26日（金）
- 3 受付方法：郵送、ファックス、応募フォーム
- 4 件数：37件（個人18名、3団体）
- 5 概要等：

意見の概要	本市の考え方
<p>発達障害者の特別支援教育において、中学校以降教育機関卒業までの、療育の機会を得られるよう、特別支援通級の利用対象と期間を検討していただきたい。</p>	<p>現在、各学校段階において、特別支援教育の推進のための取組を進めているところですが、とりわけ後期中等教育段階である高等学校における特別支援教育の推進が求められているところです。</p> <p>このことを踏まえ、国においては、平成30（2018）年度からの高等学校における通級による指導の運用開始に向けて動いているところであり、本市においても、生徒の実態等を踏まえ、市立高等学校に拠点となる通級指導教室を早期に設置できるよう検討しているところです。</p>
<p>ゆとりのある社会をつかって、精神障害者の社会参加を促進する施策を充実し、これからの100年を考えてください。</p>	<p>本計画は、精神障害者も含め、障害のある人もない人も全ての市民が社会を構成する一員として、生きがいを持ってその人らしい生活を送ることができることを目指し、中長期視点に立って策定しています。</p>
<p>障害者差別をなくし、共に生きる社会をつかっていくためには、何よりも学校教育におけるインクルーシブが大切である。障害者を分けるのではなく、障害者権利条約に定められている「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」、「個人に必要な合理的配慮が提供されること」、「障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること」、「完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること」といった考え方からぶれない計画にしてください。</p>	<p>国連の障害者権利条約の署名から批准に至る過程で、国において障害者基本法の改正、学校教育法施行令の改正、障害者差別解消法成立など、同条約の趣旨を踏まえた様々な制度改革が行われました。</p> <p>このような制度改革の中で、教育分野においても、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことができる「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた特別支援教育の推進のための取組が進められているところであり、本計画はこれらを踏まえて策定しています。</p>
<p>年号を西暦で統一すること。（全て西暦表記にすることで年換算が容易になる。）</p>	<p>元号は広く社会で使われており、市民にとって馴染み深いものではありませんが、ご指摘の通り西暦表記があれば年換算が容易となるため、元号と西暦の併記とします。</p>
<p>「地域共生社会」の目的及び「地域共生社会」における障害者の位置づけが理解できないので、法的根拠をふまえた表現内容に変えること。具体的には、「インクルーシブ社会」を目指すという表現内容を使うことを提案する。</p>	<p>「地域共生社会」は、厚生労働省が改革の基本コンセプトとして掲げたものであり、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」とされています（計画P5参照）。「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法の改正が行われており、本市においても、障害福祉施策のみならず、本市の施策すべてに共通する理念として、「地域共生社会」の実現を掲げたいと考えています。</p> <p>なお、障害者基本法や障害者総合支援法においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことがその基本理念や目的として掲げられています。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>「基本的視点と重点項目2」では「主な取り組み」の中に「地域の学校で障害児が安心・安全に学び暮らす」ことが「障害児が地域社会で安心・安全な暮らしの確保」に深く関わっていることを明示していないので、明示すること。</p>	<p>基本的な視点とその視点に基づく重点項目は、本計画の基本的理念実現のために全ての施策に共通するものであり、ご意見の「地域の学校で障害児が安心・安全に学び暮らす」ことについては、基本的視点と重点項目に置いて具体的に記載していませんが、施策の柱1「虐待の防止・差別の解消と理解・交流の推進」や5「発達支援と教育の充実」において、学校等における障害者の理解の促進やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に取り組むこととしています。</p>
<p>施策の柱1-(3)「障害者主体の市民との交流の促進」に、</p> <p>①障害者差別解消法に基づく具体的な障害者差別の解消の方策を活用すること。</p> <p>②障害者主体の市民との交流と差別の解消と理解を実現する為には幼児、児童、生徒の時期から地域の保育園、幼稚園、学校で共に学ぶことが非常に重要であることを明記すること。</p>	<p>①ご指摘の施策項目の主な取組には記載していませんが、「障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する」ことは計画全体の基本的な視点としており、施策の柱1-(1)「虐待の防止と差別の解消の推進」や(2)「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」において、障害者差別解消法の啓発等も含めた、障害や障害者への理解の促進に取り組めます。</p> <p>②地域、学校、職場等において障害者や障害者についての理解を促進していくことは重要であることから、施策の柱1「虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進」の(2)「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」の中に位置づけています。</p>
<p>施策の柱5-(2)-①「多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備」について、</p> <p>①インクルーシブ教育システムの意義を説明すること。</p> <p>②障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育を推進することの意義の説明をすること。</p> <p>③「障害児福祉に関するアンケート調査：自由意見」を削除すること。</p> <p>④「発達支援」を「成長支援」に変えること。</p>	<p>①・②インクルーシブ教育システムについては、巻末資料の8「用語解説」において、障害者権利条約に掲げられたその目的等について説明します。また、各分野で「地域共生社会実現」のための取組が進められる中で、教育分野においては、「障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進すること」が課題であると認識しており、その旨、主要課題に記載しています。</p> <p>③参考として実際に回答のあった意見を載せているものです。</p> <p>④「発達支援」は児童福祉法や発達障害者支援法にも記載のある、障害福祉分野において広く使われている言葉のため、使用しています。</p>
<p>施策の柱5-(2)-①の施策の方向性「一人ひとりの子どもの障害に配慮した指導や教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導に努めます」について、</p> <p>施策の柱1にある障害者差別解消条例の制定について、障害児者の主体的社会参画を实行あるものにするための環境整備として鋭意策定・実施を望む。</p> <p>その上で、教職員研修の中で差別解消法に基づくインクルーシブ教育の在り方を具体的な実践例から学ぶ研修及び教育実践を全校で実施するような施策展開を強く望む。具体的には、地域の障害当事者や障害者団体等と児童生徒等が交流し、思いや願いを交流することでインクルーシブな地域社会を作り出す教育を進めることにつながる研修や、各学校等での取組を推進することを強く提案する。</p>	<p>施策の柱1に掲げているとおり、今後は、国等との役割分担や、他都市の状況等を調査した上で、障害当事者等から幅広く意見を聴き、障害を理由とする差別に関する紛争解決の仕組みなど、条例案に盛り込むべき具体的な内容を十分に検討し、障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、教員研修については、各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修等において、各学校における合理的配慮の事例から学ぶ等、ご提案の内容を含むような、より具体的で実践的な内容になるよう、充実を図っていきたく考えています。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>施策の柱 5「発達支援と教育の充実」について、施策項目(1)「総合的な発達支援の充実」、施策項目(2)「自立に向けた教育の充実」、共に「地域でのインクルーシブな保育、教育を実現する」を主要課題に入れてもらいたい。</p>	<p>施策項目(1)「総合的な発達支援の充実」では、障害のある子どもに適切な支援を行うための施策を掲げており、保育園等において適切な支援ができるよう発達支援コーディネーターの養成や保育士等の研修に取り組むこととしており、こうした取組によりインクルーシブな保育を実現したいと考えています。</p> <p>また、施策項目(2)「自立に向けた教育の充実」では、主要課題①「多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備」に「障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進すること」を掲げ、施策の方向性で「一人一人の子どもの障害に配慮した指導や教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努める」こととしており、こうした取組により、インクルーシブな教育を実現したいと考えています。</p>
<p>施策の柱 5 の施策項目(2)「自立に向けた教育の充実」の【主な施策展開】①多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備は、「地域の普通学級でのインクルーシブ教育の実現に向けた環境整備」とし、「誰もが地域の学校に就学できるよう施策の充実に努めます。」を追加する。</p>	<p>国連の障害者権利条約の署名から批准に至る過程で、国において障害者基本方針の改正や、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえ、学校教育法施行令の一部改正が行われました。</p> <p>同報告において「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」と示されていることを踏まえ、本市においては、「【主な施策展開】①多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備」としています。</p>
<p>特別支援学校や特別支援学級という「分けられた場」に在籍する子どもが増えているが、地域の学校の通常学級へ行くのが基本ということを鮮明にしていきたい。</p>	<p>本市では、学校教育法施行令に基づき、就学予定者の保護者に対し、地域の小・中学校への入学通知を行っています。</p> <p>この際に、特別支援学校や特別支援学級への就学については、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、保護者から申出を受けて就学相談を行うことにより、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者を含む関係者と教育的ニーズや必要な支援について十分な合意形成を行った上で決定しています。</p>
<p>施策の柱 5「発達支援と教育の充実」の(1)「総合的な発達支援の充実」の【施策の方向性】では、「早期に障害を発見し」、「療育」につながる体制の整備といった内容がみられるが、これはインクルーシブの内容とは真逆の内容であり、地元の学校に通えるはずの子どもが通えない状況になることも考えられるため、改めるべきである。</p> <p>未だ、障害を理由として当事者の進学や就学がかなわないケースが目立つ。社会全体が「障壁の除去と合理的配慮」がきちんとできるよう、まずは自治体の中で、紛争解決の組織まできっちり整備し、障害者計画をより実効的なもの、先進的なものにしていくべきである。</p>	<p>施策の柱 5「発達支援と教育の充実」の施策項目(1)「総合的な発達支援の充実」では、障害のある子どもに適切な支援を行うための施策を掲げており、障害の早期発見、早期療育により、適切な支援が実施できるものと考えています。また、保育園等において適切な支援ができるよう発達支援コーディネーターの養成や保育士等の研修に取り組むこととしており、こうした取組によりインクルーシブな保育を実現したいと考えています。</p> <p>また、就学先の決定に当たっては、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、保護者から申出を受けて就学相談を行うことにより、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者を含む関係者と教育的ニーズや必要な支援について十分な合意形成を行った上で決定しています。</p> <p>なお、基本的視点の 1 に「障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。」としており、教育分野においてもこの考え方に沿って各施策を実施しています。また、今後、紛争解決等のための障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けた検討を行うこととしており、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進していきます。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>特別支援学校や特別支援学級の在籍児童生徒数の増加に伴い、障害を持つ児童が障害を持たない児童と共に学ぶ機会が減っていることについて広島市としての分析を踏まえた施策が必要である。合理的配慮の原則は普通学級で共に学ぶことである。</p> <p>したがって、「基本的視点と重点項目 2」において、「主な取組」の中に「地域の学校で障害児が安心・安全に学び暮らす」ことが「障害児が将来における地域社会での安心・安全な暮らしの確保」につながることを明示する必要がある。</p>	<p>特別支援学校や特別支援学級への就学は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、保護者から申出を受けて就学相談を行うことにより、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者を含む関係者と教育的ニーズや必要な支援について十分な合意形成を行った上で決定しています。就学後、各学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことができるよう、子ども一人一人に必要な合理的配慮等を行うとともに、交流及び共同学習を推進していきたいと考えています。</p> <p>なお、基本的な視点とその視点に基づく重点項目は、本計画の基本的理念実現のために全ての施策に共通するものであり、ご意見の「地域の学校で障害児が安心・安全に学び暮らす」という内容は、基本的視点の1「障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。」の理解の促進に含んでいます。</p>
<p>施策の柱 5「発達支援と教育の充実」において、「障害の早期発見・早期療育」が強調されているが、「早期発見・早期療育」は障害のある子どもとそうでない子どもを分離する場へ導く役割しか果たしていない。「就学時健診の場で発達障害に関する相談を実施」という計画は、障害のある子どもの選別に就学時健診を用いないよう訴えてきた私たちの声に反するものであり、削除を求め。</p> <p>また、「多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備」とあるが、「インクルーシブ教育」を推進するのであれば、「地域の学校の通常学級」こそ優先して充実させていくべきである。広島市においても、大阪市が示しているレベルの「地域の園・学校（の通常学級）で共に学ぶ」ことを機軸とした計画にバージョンアップするよう強く求める。</p>	<p>施策の柱 5「発達支援と教育の充実」の施策項目(1)「総合的な発達支援の充実」では、障害のある子どもに適切な支援を行うための施策を掲げており、障害の早期発見、早期療育により、適切な支援が実施できるものと考えています。</p> <p>本市では、現在、就学時健康診断の場において、保護者から申出を受けて、教育相談の一環として発達障害に関する相談を行う場を設けており、こうした取組を引き続き行っていきたいと考えています。</p> <p>就学先については、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、保護者から申出を受けて就学相談を行うことにより、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者を含む関係者と教育的ニーズや必要な支援について十分な合意形成を行った上で決定しています。</p> <p>通常の学級への就学後は、各学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことができるよう、子ども一人一人に必要な合理的配慮等を行うことにより、インクルーシブ教育システムを構築していきたいと考えています。</p>
<p>施策の柱 1 -(1)-②について、障害を理由とする差別の解消に向けて、より実効的、先進的な内容の条例を制定して行くべきではないか。</p> <p>また、民間事業者が合理的配慮の提供を行えるよう、市として財政的な援助を行うべきである。</p> <p>さらに、条例づくり際には、差別解消に積極的に取り組む障害当事者が主体的に検討を進められるようなプロセスを確保するべきである。</p>	<p>平成 28（2016）年 9 月に設置した「広島市障害者差別解消支援地域協議会」を活用するなどにより、相談体制の充実などに取り組みます。今後は、国等との役割分担や、他都市の状況等を調査した上で、障害当事者等から幅広く意見を聴き、障害を理由とする差別に関する紛争解決の仕組みなど、条例案に盛り込むべき具体的な内容を十分に検討し、障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、条例制定に向けては、多様な障害当事者の意見が反映できるようなプロセスを確保したいと考えています。</p> <p>ご提案の民間事業者が合理的配慮の提供を行うための財政的な援助については、今後予定されているバリアフリー法の改正等の動向を注視しつつ、検討したいと考えています。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>施策の柱 2 -(1)-③について、市として、県の「広島県福祉のまちづくり条例」にこだわらず、独自の条例を制定して、よりレベルの高いバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化をめざすべき。</p>	<p>広島県福祉のまちづくり条例の整備基準は、平成 7（1995）年の制定以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正等に合わせて見直しを行ってきており、その内容は、現行の法律やガイドライン等に準拠した内容になっています。こうしたことから、現時点では、本市独自の条例を制定することは考えていません。なお、県条例の運用や周知方法の検討には本市も参画しており、今後も、国の動向等を見ながら、県と調整していきたいと考えています。</p> <p>本市においては、民間施設については、県条例に基づき、建築確認申請時に事前協議の提出等を指導するとともに、公共施設については、県条例等を踏まえて制定した広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づき、既存施設も含め、計画的に整備を進めているところです。</p>
<p>施策の柱 4 -(1)-②について、 現在国の制度として、65歳到達もしくは特定疾病者の40歳到達で介護保険利用が優先とされているが、市として本人の希望やニーズに応じて障害福祉サービスだけで生活できるような制度利用のあり方を模索すべき。</p>	<p>障害者総合支援法では、障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険サービスにおいて受けることができる場合は、障害福祉サービスの給付は行わないという、いわゆる介護保険優先の原則が定められており、介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は、原則として介護保険サービスを優先して利用していただく必要があります。</p> <p>しかしながら、個々の障害者の方の障害特性や必要となる支援の内容によって、介護保険サービスへの移行が困難な場合は、個別に事情の聴き取りや医師への確認を行った上で、障害福祉サービスの利用が必要な方には、これまでどおりの障害福祉サービスを継続して利用していただいています。</p> <p>また、同様に、介護保険サービスのみでは生活に支障が及ぶ場合についても、個別に事情を聞き取った上で、介護保険サービスでは不足するサービス量について障害福祉サービスを利用していただいています。</p> <p>本市としては、引き続き、国の制度に基づき、個々の障害者から丁寧に事情を聴き取るなどしながら、真に必要なサービスが不足することのないよう、適切な障害福祉サービスの支給決定に努めてまいります。</p>
<p>施策の柱 5 -(2)-①と③について、障害のある者も含めてすべての子どもが地域の普通学校へ就学することを原則として、本人・保護者が希望する場合のみ、特別支援学級や特別支援学校などの隔離された場への就学を決定されるべき。 また、障害者にとって、社会の縮図のような普通学校において、共に学ぶことにより、自己主張していく術を身につけたり、合理的配慮を求めめる際のノウハウを体得するという重要な教育的ニーズを重視すべき。 さらに、障害のない児童生徒に対しても、同世代の障害のある者と共に学び生活することの意義や作法が身につくという教育効果も重視すべき。</p>	<p>本市では、学校教育法施行令に基づき、就学予定者の保護者に対し、地域の小・中学校への入学通知を行っています。</p> <p>この際に、特別支援学校や特別支援学級への就学については、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、保護者から申出を受けて就学相談を行うことにより、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者を含む関係者と教育的ニーズや必要な支援について十分な合意形成を行った上で決定しています。</p> <p>また、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動をする中で、社会性を養うとともに豊かな人間性を育み、また、障害の有無にかかわらず、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶため、特別支援学校と小・中学校の間等における交流及び共同学習を推進していくことが必要であると考えています。</p>
<p>施策の柱 5 -(1)-①について、早期からの教育相談・就学相談が、特別支援学校や特別支援学級など共生社会に逆行するような場への誘導や実質的な強制となるようなことがないように、慎重に行なうこと。</p>	<p>多くの保護者が、我が子の障害に戸惑いを感じ、就学先の決定に対しても不安を抱く就学前の時期から、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、就学・教育相談を行うことは大切であると考えています。保護者から相談を受けたときには、本人・保護者に対し、それぞれの学びの場における支援等について十分に情報提供するとともに、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら相談を進めるよう努めます。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
重点項目 2 について、早々に福祉避難所の確保、内容の充実を実現してほしい。	現在、市内の 8 6 か所の福祉施設等と福祉避難所の設置に係る協定の締結等を行っており、今後も随時施設を追加する等、充実に努めます。
重点項目 3 について、障害者のスポーツ、ポッチャに対してスポーツ協会にも支援してほしい。 （水泳・卓球など同様にできるように）	施策の柱 6「活躍支援の充実」の施策項目「スポーツ・文化芸術活動の充実」において、障害者スポーツの振興や文化芸術活動の促進など、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、幅広い分野での活躍の支援を掲げ、障害者スポーツについては、障害者の参加促進と環境整備に努めることとしています。 ポッチャについては、平成 3 3（2021）年度に全国障害者スポーツ大会の正式種目に追加されることを踏まえ、本市においても競技の普及等に努めていきます。
施策の柱 2 -(3)-①について、避難支援等関係者の連絡先を教えてください。また、地域別の避難場所のマップがほしい。出来れば地域別に説明に来てほしい。	避難支援等関係者は、各地域の自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等となります。地区ごとの取組については、各区役所にお問い合わせください。 また、ホームページ「広島市防災ポータル」に、各避難所の情報や地図を掲載しています。
施策の柱 4 -(2)-①について、年齢が高くなると二次障害で手術が必要でも待たされたり、受けることができなったりする。重度の障害者でも県リハのみではなく、市の医療機関での手術などの実現を希望する。二次障害の予防はもちろん、治療に対応してほしい。	施策の柱 4 -(2)の施策の方向性①、②のとおり、障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備や二次障害の予防等に努めるとともに、障害者の医療についてのニーズや医療機関の状況について把握した上で、受診しやすい環境づくりに向けて検討します。
施策の柱 3 -(2)-②について、今後の市民後見人制度の対象者の拡大について知っておいてほしい。また、「こうけん」について、今後障害福祉分野からの支援・連携があるとありがたい。	障害者虐待の防止や障害を理由とする差別の解消等、障害者の権利を守るためにも、成年後見制度を利用しやすくするための支援・連携を検討します。
施策の柱 4 の地域生活支援について、 ①重度の方（医療的ケア児）の放課後等デイの充実を図ることが必要 ②18 歳以降は学校もデイへの助成金もなくなるので、保護者が地域と繋がるために頑張っている自主活動グループへの助成をしてはどうか。 ③保護者が病気治療中の時に、障害児者をショートステイに預けられるよう、充実させてほしい。 ④障害児者の家庭が孤立しないよう、これからスタートするペアレントメンターも含め、今ある資源の周知徹底を図ることが望ましい。 ⑤地域生活支援拠点も含め、人と人を繋ぐコーディネーターの役割が重要なので、人財育成に力を入れてほしい。	①、②、④重度の障害児者を含めて支援する地域包括ケアの体制整備に向けて、基幹相談支援センターや地域生活拠点の整備など、地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備、福祉サービスの基盤整備や質の向上、生活支援の充実等に取り組むこととしています。 ③引き続きショートステイの充実に努めます。また、舟入市民病院において、医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れることができる短期入所を実施しています。 ⑤地域生活支援拠点の整備を今後着実にすすめるとともに、施策の柱 4 の施策項目として、新たに「支援を担う人材の確保」を掲げ、医療・福祉の支援の担う人材の確保と質の向上に努めていきます。
施策の柱 2 -(2)-④及び 4 -(1)-①について、 ①市未利用地の情報を公開してほしい。 ②市営住宅のグループホームへの活用について、建設時からグループホームの需要を調査し、活用を想定した設計が必要と思われる。	①市有未利用地の情報については、広島市のホームページで公開しています。 ②市営住宅については、まずは空き室の活用について引き続き検討していきたいと考えています。

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>施策の柱 3-(1)-①について、</p> <p>①相談支援体制について、行政の関与や責任、立ち位置について明示してほしい。</p> <p>②相談支援体制の整備には報酬による資金的裏付けが必要と思われるので、事業所の経営が成り立つよう試算した上で提示してほしい。</p>	<p>①相談支援体制の充実については、本市として計画の重点項目に掲げており、相談事例の集積・共有や、事業者間の連携強化の促進、体制の見直し、事業所の評価・指導等を推進します。</p> <p>②地域生活支援拠点の整備や、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直しにおいて、引き続き障害者への支援が充実するよう検討していきます。</p>
<p>施策の柱 4-(2)-②について、</p> <p>①障害のあるなしに関わらず医療を受療できることは人権として大切なことなので、対策を充実してほしい。</p> <p>②「入院時コミュニケーション支援事業」の継続と拡充や、国の重度訪問介護の対象拡大の方策の積極的活用等にも触れてほしい。</p>	<p>①前述のとおり、障害者の医療についてのニーズや医療機関の状況について把握した上で、受診しやすい環境づくりに向けて検討します。</p> <p>②「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」及び「重度訪問介護の訪問先の拡大」については、施策の柱 4-(4)-②に掲載しています。</p>
<p>住まいの場の充実について、「福祉ホーム」の必要性や需要を調査し、検討してほしい。</p>	<p>主な事業等には記載していませんが、障害者に低額な料金で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を実施する「福祉ホーム事業」について、巻末資料の「事業・取組」一覧に掲載しています。</p>
<p>障害者の外出の保障について、ハード面だけでなく、移動支援の使い易さ等、ソフト面にも言及してほしい。</p>	<p>引き続き障害福祉サービスや地域生活支援事業等による外出支援について、さらなる基盤整備や質の向上に努めます。</p>
<p>ろう者にとっての手話は、健聴者にとっての言語と同様必要不可欠なものであり、障害者計画の基本理念を実現するためには、手話が使いやすい環境は、全ての施策に共通する基本的な視点であり、「支援の充実」だけでなく、手話言語条例の制定等の「環境づくり」として、以下の内容を追加してほしい。</p> <p>・基本的視点「手話を必要とする全ての人が手話を通じて容易に必要な知識や情報を取得し、意思疎通を図ることにより、安心して暮らせる環境づくりを推進する。」及び重点項目「手話言語条例(仮称)の制定に向けて検討を進めるとともに、手話の理解に向けた啓発活動や手話を社会に広く普及するための講座の開催などに取り組む。」</p> <p>・施策の柱「手話を使って安心して暮らせる環境づくり」とその施策項目「手話の使いやすい環境整備の推進」、その主要課題と施策の方向性として、「手話を使って安心して暮らせる環境づくりに向けた手話言語条例制定等の取組の推進」</p>	<p>本計画は、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画であり、基本的視点とその視点に基づく重点項目、施策の柱については、全ての施策に共通するものを掲げています。</p> <p>本市では、聴覚障害により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する情報・コミュニケーション支援として、各区役所等への手話相談員の設置、インターネットテレビ電話による手話相談支援の実施、手話奉仕員・通訳者の養成、手話通訳者の派遣などを行っているところですが、障害者差別解消法の施行に伴い、手話による情報保障や手話の普及についての重要性は一層高まっていると認識しており、引き続き、聴覚障害者を含む、障害者のコミュニケーション支援に関する施策の充実と普及啓発に努めていきます。</p> <p>条例の制定については、平成 25 年度に、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることについて」の請願が広島市議会において採択され、国へ意見書を提出しているところであり、法制定に求められているような理念的かつ全国統一的な取組については、個々の自治体で条例を制定するのではなく、国として検討されることが望ましいと考えており、現時点では、国の動向を注視していきたいと考えています。</p>
<p>計画の基本的な視点に基づく重点項目の 3 に、聴覚障害者の国際スポーツ大会であるデフリンピックの認知度が高まるよう支援することを記載してほしい。</p>	<p>重点項目等に個別の大会等の記載はしていませんが、デフリンピックも含め障害者の参加するスポーツ大会やイベントについての周知や参加する障害者への支援等に取り組んでいきます。</p>
<p>施策の柱 2-(1)の施策の方向性に、万が一事故にあった場合の警察への説明や交渉の際、障害者が不利とならないよう「障害者が安心して車で外出しやすい環境整備」を追加してほしい。</p>	<p>あらゆる障害や障害者についての理解の促進に取り組むとともに、障害者人権 110 番等の相談窓口の周知や、手話奉仕員等の派遣等の取組みの充実にも努めます。</p>

市民意見募集の結果等（案）

意見の概要	本市の考え方
<p>施策の柱 2 -(1)に、「音声情報を視覚的にも提供できる設備の充実」、「手話ができる方や字幕設備のある施設等のバリアフリーマップへの記載」、「視覚的な情報（テレビなど手話の設置、字幕設備、避難経路の視覚的な誘導等）の整備」等を追加してほしい。</p>	<p>障害者週間などの機会を捉えた広報・啓発を通じて、聴覚障害者をはじめとした障害者への理解を促し、広く公共の場や情報提供において、配慮がなされるよう努めます。</p>
<p>施策の柱 4 -(1)－②に、生活必需品の支給（耳穴式の補聴器の電池交換に対する補助等）を追加してほしい。聴覚障害者だけでなく、肢体障害者の補助機器なども時代に即した対応が必要</p>	<p>日常生活用具の拡大も含め生活必需品の支給については、他都市の状況、対象を拡大した場合の財政面への影響等を考慮しながら、今後において研究していきたいと考えています。</p>
<p>施策の柱 6 -(3)の施策の方向性に、「安心して働ける就労継続支援事業所等の提供」、「解雇された障害者の再就職斡旋と生活再建の支援」を追加してほしい。</p>	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、事業が適切に行われるよう、事業所の指定、指導監査（調査、勧告等）を実施するとともに、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の実施やハローワーク等の関係機関との連携による総合的な就労支援に努めます。</p>